

水質管理目標設定項目の一部改正案及び農薬類の分類見直し案に 関する意見の募集の結果とその対応について（案）

1 意見募集の実施

水道水質管理上注意すべき項目として、平成 15 年 10 月 10 日健発第 1010004 号厚生労働省健康局長通知により定めている水質管理目標設定項目について、内閣府食品安全委員会における最新の食品健康影響評価を踏まえて標値の見直しを行うとともに、農薬類の分類について、検出状況や出荷量、ADI の見直し状況等を踏まえて見直しを行うこととし、平成 24 年 12 月 25 日から平成 25 年 1 月 24 日までの間、意見募集を行った。

2 寄せられた意見

水質管理目標設定項目の一部改正案について 0 通、農薬類の分類見直し案について 13 通の意見が提出された。1 通に複数の意見が含まれている場合があり、意見ののべ件数は 33 件であった。

3 意見の要旨及び考え方

類似の意見を整理し、それぞれの意見要旨に対する考え方を別表に整理した。

4 修正を行った事項

意見を踏まえて、目標値、農薬名等の修正を行った。

(別表)「農薬類の分類見直し案について」に対する意見及び考え方(案)

通番号	区分	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
1	分類の考え方	「最近3ヵ年連続で目標値の50%超過地点が1地点以上存在する」ものを「水質基準農薬類」とする際に、例えば、A地点で目標値の50%を超過し、翌年A地点では50%を超過しなかったが、B地点で50%を超過し、その翌年B地点では50%を超過しなかったがC地点で50%を超過した場合が含まれるか。(1件)	含まれます。全国のいずれかの地点で3ヵ年連続で目標値の50%を超過すれば水質基準農薬類とします。
2	統合管理	現行の総農薬方式を改め、EUと同様、単一農薬濃度で0.0001mg/L=0.1 μg/L、総農薬濃度で0.0005mg/L=0.5 μg/Lとすべき。(1件)	現行の総農薬方式は、個々の農薬の検出濃度のみならず、毒性も考慮した評価方式であることから、より科学的で適切な方法です。
3	統合管理	ジチオカルバメート系農薬以外にも統合目標値の設定を検討すべき。(1件)	水質基準農薬類以外の農薬類については、検出指標値が1を超えないこととする総農薬方式により統合的に管理をすることとしています。
4	統合管理	ダゾメット・メタム(カーバム)は、農作物の試験法では、前処理及び測定のプロセスで両成分を全てメチルイソチアシアネートへ変化させ、定量する。このため、分別定量は難しく、基準値はメチルイソチアシアネートで統合されている。また、ダゾメット、メタム両成分の環境中での動きは、土壌中ではメチルイソチアシアネートに分解することは既知であり、水中でも分解速度に違いはあるものの同様に分解していくと考えられる。これらの理由から、食品の基準値と同様に、水道水でもダゾメット・メタムの目標値を統合すべき。(1件)	ダゾメット及びメタム(カーバム)の検査方法を定める際に取扱いを検討します。
5	対象物質	ジメピペレート登録は2004年6月30日に失効しているが、いまだ、検出されるのか、その原因を調査されたい。(1件)	ジメピペレートについては、目標値の1%を超えて検出されることがあり、対象リスト掲載農薬類として位置付けて、引き続き、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に測定を行うこととしています。
6	対象物質	テルブカルブ登録は1998年7月9日に失効しているが、いまだ、検出されるのか、その原因を調査されたい。(1件)	テルブカルブについては、目標値の1%を超えて検出されることがあり、対象リスト掲載農薬類として位置付けて、引き続き、各水道事業者等がその地域の状況を勘案して適切に測定を行うこととしています。
7	対象物質	メチルイソチアシアネートは農薬として、日本で、登録されたことはないが、この物質を検討した理由を示されたい。(1件)	殺虫剤等の中間体であり、シアン化合物として対象としています。
8	対象物質	「分解生成物は由来によらず合算して評価する」旨の記載があるが、プロモブチドは環境中で脱プロモ体に分解することが知られており、脱プロモ体についても固相抽出-GC-MS法により一斉分析で測定することができる。プロモブチドの目標値について、脱プロモ体についての取扱い(換算・合計等)の記載がないが、脱プロモ体が検出された場合には、脱プロモ体を原体に換算・合計する必要がある。(1件)	農薬類の分解生成物については、検査対象とする生成物を検討したうえで、必要なものについて順次標準検査法を定める予定です。

通番号	区分	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
9	対象物質	農薬補助成分や含有される不純物も農薬の範疇で規制を検討すべき。(1件)	ご指摘の物質も含めて、水道水から検出されるおそれのある化学物質等について、知見の収集に努めてまいります。
10	農薬の名称	「フェンバレレート(フェンバレレート)」について、本農薬のISO農薬名の字訳は「フェンバレレート」であり、これまで長年にわたり農薬取締法、食品衛生法、毒物及び劇物取締法等で使用されてきており、変更する理由がないため、「フェンバレレート」にしていきたい。(1件)	ISOコモンネームの字訳に合わせて「フェンバレレート」にします。
11	目標値	カーバムについては、1999年に定められたADI(0.005)から計算される目標値は0.01となり、パブコメ記載の目標値0.02と異なる値となる。(1件)	ご指摘のADIが最新のものであることを確認いたしましたので、このADIを用いて評価値を変更します。
12	目標値	エトキシスルフロンの目標値(3.5)について、1997年に定められたADI(0.038)から計算される目標値は0.1となる。3.5ではゴルフ場の指針値よりも高濃度であり、整合性が取れない。(1件)	ご指摘のADIが最新のものであることを確認いたしましたので、このADIを用いて評価値を変更します。
13	目標値	トリクロロホン(DEP)の目標値について、食品安全委員会は、0.002mg/kg体重/日と設定しているの、見直しを求める。(1件)	薬事・食品審議会によるADIにより、評価値を変更します。
14	目標値	ベンダイオカルブの目標値が0.01となっているが、2009年8月に食品安全委員会(府食第825号)で再評価されたADI(0.035)を用いて計算すると、目標値は0.009になるため、目標値の変更が必要である。(1件)	ご意見通り、評価値を変更します。
15	目標値	水質汚濁防止に係る登録保留基準より、高い目標値が設定されているエスプロカルブ、カフェンストローク、クミルロン及びメフェナセットの目標値を見直すべき。(1件)	いずれについても、最新の食品健康影響評価結果に基づいて、2L/日、50kg/人、寄与率10%を用いて四捨五入により算出しています。
16	目標値	グリホサートは、代謝物であるアミノメチルリン酸を含め、目標値が2mg/Lとされているが、このような高濃度の除草剤を含む水を飲むことは、活性成分に応じた他の補助成分も同時に、口にすることを意味する。実測調査結果を明らかにし、実測値を配慮した目標値を設定されたい。(1件)	グリホサートについては、平成22年から食品安全委員会で審議が行われています。その評価結果を用いて目標値の見直しの検討を行う予定です。
17	目標値	農薬によっては、食品からの摂取だけで、理論最大一日摂取量TMDIがADIの80%を超えてしまう場合もあり、水質の目標値(mg/L)を農薬のADI(mg/kg体重/日)×53.3(kg)×0.1÷2(L/日)として算出すると、これを、加算したTMDIのADIへの寄与率は、100%に近づくか、超える恐れがある。このようなケースでは、該当する農薬の目標値を、再考し、低めに設定すべき。(1件)	ご指摘の点も勘案して、寄与率が10%を超えないように評価値を算出しています。
18	目標値	イプロベンホス(IBP)の目標値が別紙で変更されているが、別添1の改正案に示されていない。(1件)	ご指摘ありがとうございます。イプロベンホス(IBP)は目標値を0.008→0.09mg/Lに緩和する方針が第9回厚生科学審議会生活環境水道部会(平成22年12月21日開催)で了承されていますので、目標値を改正します。

通番号	区分	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
19	検査対象	対象農薬リスト掲載農薬類、要検討農薬類、その他の農薬類、除外農薬類に分類されたが、測定対象地域の農薬の使用実績にもとづいて、どの分類まで測定を実施しなければならないのか。(1件)	今回の見直しにあたっては、全国を10地域に分けて検出のおそれの判定を行い、1地域でも検出のおそれがある場合にはおそれありと判断して、分類を行っています。対象農薬リストには当該地域で使用されていない農薬類が含まれていますが、リストに掲載されていない農薬類が検出される可能性は相対的に小さいものの散布直後の散布地域の近傍などでは検出されるかもしれません。各水道事業者等が測定する農薬類の選定にあたっては、対象農薬リストを参考にしつつ、当該地域における農薬の使用状況を勘案して適切に選定するようにしてください。
20	検査法	別紙においてプロペナゾールとダイムロンの現行通知検査法に誤りがある。(1件)	ご指摘ありがとうございます。訂正します。
21	検査法	少なくとも対象農薬となる項目については、改正通知を発出する同時期に検査法を示すべき。(1件)	標準検査法についても見直しを行っており、GC-MS、LC-MS(/MS)による一斉分析が可能な農薬類について検査法を示す予定です。検査方法の定まっていない農薬類については、各検査機関において妥当性評価を行った検査方法により、検査を行うようにしてください。
22	検査法	試験方法は、固相抽出-GC-MS法と、固相抽出-LC-MS法を新たにして通知し、一斉分析方法が定まらないものについては妥当性評価ガイドラインに従う、という理解で良いか。(1件)	ご指摘の通りです。なお、標準検査法が整備されていない農薬類については、検査実施機関において妥当性評価を行った検査方法による検査を実施しつつ、得られた検出濃度レベルや検出頻度から標準検査法を整備する農薬類の優先順位を定め、GC-MS、LC-MS(/MS)による一斉分析法を基本として標準検査法の開発を進めることとしています。
23	検査法	一斉分析を行うために必要となる試薬は、国内メーカーから発売される予定であるのか。また、場合によっては、食品の残留農薬試験用の試薬を用いても問題ないか。(1件)	国内メーカーから発売される試薬を使用することを想定して、一斉分析法の開発を行っています。
24	検査法	妥当性評価ガイドラインに基づく妥当性評価を行った場合、現行通知検査法による分析においても、添加回収試験及び10検体毎の差し込み分析の精度の確保が困難な項目がある。ポリカーバメートの検査法にLC-MS/MS法を加えるか、現行の検査法を見直し簡易なものにしてほしい。(1件)	標準検査法については、必要に応じ見直しを行います。
25	妥当性評価	水道水質検査方法の妥当性評価ガイドラインの説明会を開催してほしい。(1件)	御意見は今回の意見募集の直接の対象ではありませんが、妥当性評価ガイドラインの有効な活用方法等についての周知に努めます。

通番号	区分	意見要旨(件数)	意見に対する考え方(案)
26	妥当性評価	妥当性評価の結果、固相抽出-GC-MS法で試験をすると通知された項目であっても、固相抽出-LC-MS法で測定しても問題ないか。(1件)	水質基準農薬類以外の農薬類の検査では、妥当性評価ガイドラインにより妥当性を評価された検査方法による結果を用いることができます。
27	妥当性評価	妥当性評価ガイドラインの導入は本年9月からであるが、これに則った試験を行うのは4月からである。この矛盾をどう考えるか。(1件)	標準的な検査法が示されていない農薬の水質検査を行う場合には、平成25年10月1日を待たずに妥当性評価ガイドラインを参考にして妥当性評価を行った検査方法により行ってください。
28	測定結果処理	ジチオカルバメート系農薬は、チウラム、ポリカーボメート、マンゼブ、マンネブ、ジネブ及びプロピネブの個々の値を単純に合計するのか、換算等を行うのか。(2件)	ジチオカルバメート系農薬については、それぞれの検査結果を二硫化炭素に換算して合算することとしています。
29	測定結果処理	チウラムをLC/MS法(水道課長通知法別添方法18)により測定している。分類見直し後、ジチオカルバメート系農薬のうち、チウラムのみを誘導体化-HPLC法ではなく、LC/MS法で測定した場合、結果をどのように表記すれば良いか。(2件)	チウラムについてはLC/MS法を用いることによってチウラム単独の濃度を分析することが可能ですので、チウラムの目標値を用いて結果の評価を行ってください。また、誘導体化-HPLC法等によって求められたジチオカルバメート系農薬の測定結果から、LC/MS法で求められたチウラムの濃度を二硫化炭素に換算した濃度を差し引いて総農薬方式による評価を行ってください。
30	見直し時期	水道事業者としては、自ら分析を行う項目の検討や、外部委託する項目の選定を行うために、試験方法や、分類の見直しを行う時期が遅すぎる。準備期間が必要であり、施行を遅らせてほしい。(1件)	今回の農薬類の分類見直しについては、平成22年度第2回水質基準逐次改正検討会等において検討を進めてきたものであり、水道事業者及び登録検査機関には検討の状況を周知してまいりました。検査の対象とする農薬類は、各水道事業者等が、対象農薬リストを参考にしつつ、その地域の状況を勘案して適切に選定するものですので、準備が整った農薬類から検査を開始していただいで差し支えありません。
31	その他	水道水源域での農薬使用者に、農薬使用情報(使用農薬の種類、使用方法、使用量、使用時期等)を、水道事業者他の関係機関に報告するよう義務付けるべき。また、汚染された場合、凝集・沈殿処理で除去できない農薬(例えばネオニコチノイド系農薬)については、水源水域で使用を禁止すべき。(1件)	検査を行う水道事業者等は、地域の状況を勘案して検査対象農薬を選定することとしています。